
美山こぶしの里 デイサービスセンター 「通所型サービス」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定事業者番号：京都府 2671700116)

当事業所はご契約者に対して通所型サービスを提供します。事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 七野会
- (2) 法人所在地 京都市北区大北山長谷町5番地36
- (3) 電話番号 075-466-5095
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 ひろみ
- (5) 設立年月日 1985年7月24日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定第一号通所事業
(2006年4月1日指定京都府 2671700116号)
- (2) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、契約者に対し、通所型サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 美山こぶしの里デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 京都府南丹市美山町高野素崎14-2
- (5) 電話番号 0771-76-9027
- (6) 管理者 氏名 宮本 武史
- (7) 事業所の運営方針
 - 事業所は、契約者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。
 - 2 事業所は、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所はその提供するサービスの内容について、日常的に利用者本人及び家族に報告するように努めるものとする。
 - 4 事業所は、事業の運営に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする

(8) 開設年月日 2006年 4月 1日

(9) 通常の事業の実施地域

南丹市美山町全域

(京都市右京区京北地域については通常実施範囲を越えて相談に応じます)

(10) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
サービス 実施時間	9:00～16:30
利用定員	27名
受付時間	8:30～17:30

但し、利用者の希望があれば、時間延長サービスを行います。

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して通所型サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を充たしています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者(兼務あり)	1名(兼務)	
2. 生活相談員(兼務あり)	2名 (兼務2名)	3名 (兼務3名)
4. 介護職員(兼務あり)	2名 (兼務2名)	7名 (専従3名、兼務4名)
5. 看護職員(兼務あり)		2名(兼務)

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8:30 ～ 17:30
2. 看護職員	勤務時間： 8:30～16:30 9:45～15:45 9:45～12:45

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

- ① 食 事（但し、食事代は別途いただきます。）
 - ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 - （食事時間）午後12時00分～13時00分頃
- ② 入 浴
 - ・必要に応じて対応します。
- ③ 排 泄
 - ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した介助を行います。
- ④ 機能訓練
 - 利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持並びに心身の活性化を図るため、各種のサービスを提供する。日常生活訓練、アクティビティ（レクリエーション）グループワーク、行事その他。
- ⑤ 送 迎
 - ・ご希望により、居宅と事業所との間の送迎を行います。
- ⑥ 口腔機能向上
 - ・口腔機能低下、又はおそれのある場合は、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、それに基づいたサービスを提供します。又、定期的な評価と計画の見直しをします。

<サービスの利用頻度>

利用する曜日や内容等については、通所型サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、通所型サービス計画に定めます。

但し、契約者の状態の変化、通所型サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金>

別紙の料金表によって、契約者のサービスに応じた利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。利用料金は、契約者の利用サービスに応じて異なります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 食事の提供（食事費・おやつ代・等）
 - ・契約者に提供する食事にかかる費用です。
- ② 通常の事業実施区域外への送迎
 - ・通常の事業実施地域は南丹市・美山町全域です。

- ・通常の事業実施地域以外の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎費用として、下記料金を加算していただきます。
- ③ その他介護予防通所介護の提供にあたって、日常生活上必要となる費用で、契約者に負担していただく費用
 - ・特別な食事、行事費、レクリエーション（個人の希望によるもの）
 - 紙オムツ代等

☆ 介護給付の対象とならないサービス料金を変更する場合は、変更を行う1か月前までにご説明します。

項 目	料 金
送迎料(但し、通常の実施範囲を超えるものに限る)	片道1km 15円 (税込料金)
食事費	昼食1回分 550円 (税込料金)
おやつ代	1日分 100円 (税込料金)

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)及び(2)の料金・費用は、サービスの利用終了後に1ヶ月毎に請求しますので、下記のいずれかの方法で翌月末日までにお支払い下さい。

- ① 事業所に直接お支払い。
- ② 郵便振替で送金
- ③ J A美山支店からの自動引き落とし（振替手数料が55円かかります）

(4) 利用の中止、変更

- 契約者は、利用予定日の前に、契約者の都合により、通所型サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出ることにします。
- 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、通所型サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 契約者の方は、体調不良や状態の改善等により通所型サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は通所型サービス計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割り引き又は増額はしません。
- 契約者の方は、月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 1) 月途中で要介護から通所型サービスに変更となった場合
 - 2) 月途中で通所型サービスから要介護に変更となった場合
 - 3) 月途中で利用サービスが変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示します。

5. 秘密の保持

- 事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

6. サービス提供中の事故発生時の対応について

- サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- 事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都府、南丹市へ報告いたします。

7. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 副主任 下伊豆 眞理代

○苦情解決責任者 管理者 宮本 武史

(上記担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります。)

○受付時間 月曜日～日曜日 8：30～17：30

○電話 0771-76-9027

FAX 0771-76-9028

(2) 運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付
第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授)

電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症のひと家族の会京都府支部世話人)

電話 050-5358-6580 (認知症のひと家族の会京都府支部)

(3) 当事業所以外に、各居宅介護支援事業所・各市町村の介護保険課・国民健康保険団体連合会等でも苦情を受付けています。

○南丹市美山支所

電話 0771-68-0040

○国民健康保険団体連合会

電話 075-354-9090

9. 第三者評価の実施状況 有

実施した直近の年月日 平成30年3月26日

評価機関 きょうと福祉ネットワーク一期一会

指定通所型サービスの提供の開始に際し、本書面を交付し重要事項の説明を行いました。

美山こぶしの里デイサービスセンター

説明者 氏名: 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所型サービスの提供開始および利用料徴収について同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等への利用者及び家族の必要な個人情報の提供について同意し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に情報を提供することについても同意しました。

説明・同意・交付日 令和 年 月 日

利用者 住所:

氏名: 印

署名代行者 住所:

氏名: 印

(利用者との関係)

同意書

美山こぶしの里デイサービスセンター

利用者と貴事業所との間で、令和 年 月 日に締結した契約書9条の秘密保持に関し、サービス担当者会議等において、私及び私の家族の個人情報を、契約の有効期間中用いることを同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

家族

住所

氏名

(利用者との関係)

印

家族

住所

氏名

(利用者との関係)

印

家族

住所

氏名

(利用者との関係)

印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者

住所

氏名

(利用者との関係)

印

